

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

嘉島町は、政令指定都市熊本市の南東に隣接し、都市近郊の町でありながら清らかで豊富な水資源に恵まれ、土地区画整理事業、道路整備、企業誘致にも積極的に取り組んでいる。近年、人口は増加しているが、同時に少子高齢化も進行している状況にある。

平成27年国勢調査における本町就業者の構造をみると、第3次産業の比率が約7割を占めており、なかでも卸売業、小売業が最も高く、それに次いで第2次産業の製造業も高い比率となっている。

本町はこれまで、交通アクセスの利便性と豊富な水資源などの優れた立地条件のもと、積極的に企業誘致に取り組み、以前から立地している工業団地や卸売団地に加え、平成15年には大手ビール工場、17年には大型ショッピングセンターが進出するなど、農業、商工業と自然環境それぞれがバランスの取れた町となりつつある。

近年の町内の中小企業数は増加しているが、その一方で、深刻な人手不足や少子高齢化、また働き方改革への対応などの課題に直面しており、町内産業を取り巻く経営環境は非常に厳しく、現状を放置すると町内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、本町では、雇用・就業マッチング支援事業を行い、人手不足解消に向けた独自の取り組みを行っているが、引き続き中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築し、後継者が引き継ぎたいと思えるような取り組みを支援していくことが重要である。

(2) 目標

導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、本町は県内でも設備投資が活発な自治体の一つとなり、更なる地域経済の発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする

2 先端設備等の種類

本町の産業は、農林水産業、製造業、卸売業、サービス業と多岐にわたり、多様な業種が本町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める

先端設備等すべてとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本町の産業は、市街化区域及び市街化調整区域と、広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本町の産業は、農林水産業、製造業、卸売業、サービス業と多岐にわたり、多様な業種が嘉島町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

①雇用の安定に配慮し、人員削減を目的とした取組は、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

②健全な地域経済の発展に配慮雇用の安定に配慮し、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。